

母子世帯の仕事と育児 ——生活時間の国際比較から——

田宮遊子
四方理人

I 問題の所在—母子世帯の貧困

本稿は、日本の母子世帯の仕事と育児の状況について、生活時間調査を用い、日本の有子夫婦世帯との比較、および、国際比較を行うことで検討する。そのうえで、母子世帯の生活時間の実態を考慮した政策のあり方について考察する。

日本の母子世帯の母（以下、シングルマザー）は、周知のように高い就労率である（2006年で84.5%〔『2006年度全国母子世帯等調査』〕）。それは、「夫婦と子供から成る世帯」の妻（2006年で50.4%〔『労働力調査』〕）と比べて高く、先進諸国のシングルマザーと比べても高い。一方で、母子世帯の所得は低い水準にあり、2005年の母子世帯の平均年収は213万円（うち、就労収入は171万円）であり、全世帯平均の563.8万円の約37.8%となっている〔『2006年度全国母子世帯等調査報告書』〕。子どもの貧困率を測定した阿部（2005）の分析によれば、2001年の母子世帯の子どもの貧困率は、親と同居する母子世帯で35%、母子のみの世帯で65%と、母子世帯以外の有子世帯の11%と比較して、高い貧困率であった。また、日本の母子世帯の貧困率は、就労している場合も高く、就労していない母子世帯よりも貧困率が高いという稀な特徴をもつ〔OECD 2006〕。また、税や社会保障給付による母子世帯の貧困削減効果も低い〔阿部 2005〕。

母子世帯の多くが仕事をしているが、貧困であるということをごどのように理解すればよいだろう

か。就労率が高くとも、仕事時間は短く、十分な就労収入を得られないからであろうか。シングルマザーは、育児に従事するために仕事時間を短くしているのかもしれない。あるいは、シングルマザーのおかれている雇用環境が劣悪で、仕事時間は長くとも低賃金であるのかもしれない。その結果、育児や家事時間に歪みが生じているのかもしれない。この点について、シングルマザーの仕事と育児にあてる日々の時間配分を分析することから考察してみよう。

母子世帯に限らず、子育て世帯は、1日の中で家計を支えるための仕事、世帯を維持するための家事、子どもの世話や教育という有償・無償の労働に時間を割く必要がある。夫婦世帯はこれらの労働を夫婦で分担しながらこなすことが可能である一方、母子世帯の場合はそれらすべてを主として母親一人で担う。1日の時間は誰もが等しく24時間しかない。限られた時間の中で、子育て世帯は仕事、家事、育児をどのようにやりくりしているのだろうか。

これまでの生活時間に関する研究では、日本の男性は突出して仕事時間が長く家事時間が短い一方で、女性は仕事と家事とを合計した総労働時間が長いことが指摘されてきた（例えば、〔経済企画庁国民生活局国民生活調査課 1975〕、〔ハーベイ 1995〕、〔総務庁統計局 2000〕など）。つまり、日本は時間の使い方のジェンダー差が顕著であるだけでなく、男女ともに長時間「労働」となっているのである。有償・無償の労働を夫婦で分担できる夫婦世帯においても労働過密であることが指摘さ

れている日本で、果たして母子世帯が家計を支えながら十分に育児や家事もこなしていくことは可能だろうか。当然ながら夫婦世帯と比較した母子世帯の生活時間配分の過酷さが予想される。

II 母子世帯の生活時間に関する先行研究

日本では、母子世帯を独立のカテゴリーとして扱った生活時間に関する先行研究は少ない。日本において生活時間調査・研究を牽引してきた矢野真和の一連の研究〔矢野 1995, 1998 など〕ではこれまで母子世帯に言及されたことはなく、また、夫婦間の生活時間調査を長期にわたって継続している伊藤セツらの研究グループも、もっぱら夫と妻の生活時間配分に着目している〔伊藤・天野・森・大竹 1984, 伊藤・天野 1989, 天野・伊藤・森・堀内 1994, 伊藤・天野・李 2001, 伊藤・天野寛・天野晴・水野谷 2005〕。

母子世帯を独立のカテゴリーとして分析の対象に含めている先行研究としては、上田 (2002) がある。上田は、1996 年の社会生活基本調査の個票データを用いて配偶状況別の家族形態による家事時間配分の決定要因を分析している。母子世帯に関する結果として、母子世帯、夫婦世帯ともに仕事時間の増加は家事時間を減少させ、特に、夫婦世帯の母で両者のトレードオフが大きいこと、6 歳未満の子がある場合、夫婦世帯の母の家事時間は増加するが、シングルマザーでは統計的に有意な関係が見られないことが指摘されている。しかしながら、上田 (2002) は、家事の中に育児を含めており、育児時間の分析ができないことや、週平均の生活時間のみを対象としているため平日と休日を分けた分析がないことなど、母子世帯の生活時間について十分に検証されていない。

IV 節で検討するアメリカの母子世帯の生活時間については、母子世帯を独立のカテゴリーとして夫婦世帯と比較しながら、育児時間の決定要因を明らかにしようとする研究がある。1977 年の North West Project (1977-78 NW-113 Project)¹⁾ のデータを用いた Sanik and Mauldin (1986) は、有業・無業の夫婦世帯の妻とシングルマザーの生

活時間を比較した結果、有業のシングルマザーは仕事時間が最も長い、育児時間はシングルマザーと夫婦世帯の妻で有業・無業を問わず大きな差はないという結果を示している。また、有業のシングルマザーは家事時間、睡眠や休息を含む自分自身の時間、ボランティアの時間、余暇時間が最も短く、これらの活動を犠牲にして仕事時間を長くしていると考えられる。

本稿がIV節で分析するデータと同じ、2003 年の American Time Use Survey (ATUS) を使った Kalenkoski, Ribar, and Stratton (2006) は、育児時間と仕事時間の決定要因を分析している。その結果、シングルマザーの育児時間は記述統計量を比較すると短いものの、多変量の解析においては夫婦世帯の母と平日・土日ともに統計的に有意な差はない。シングルマザーの仕事時間は平日で有意に長く、土日は有意な差がないとしている。また、母親の育児時間は子どもの数が増えること、12 歳から 17 歳の子どもの数が増えることで増え、一方で仕事時間は、子どもの年齢にかかわらず子どもの数が増えると短くなる。さらに、学歴が高いほど、父母ともに育児時間と仕事時間が長くなるという²⁾。

アメリカにおいてシングルマザーの育児時間は、夫婦世帯の妻と差がないとしても、夫婦世帯では夫と妻二人で同時に育児をしている時間であろう。そうすると、母子世帯と夫婦世帯では、子どもが受けるケアの質が異なっているかもしれない。また、夫の育児時間を含めると夫婦世帯の育児時間とシングルマザーのそれとは差が広がる。母子世帯の場合、不足する育児時間を親戚等にゆだねている可能性もある。これらの点について、Forbre, Yoon, Finnoff and Fuligni (2005) は、親以外の者の育児への関与の状況や、同時に複数人で育児にあたっている場合の把握が可能なデータ設計となっている 1997 年の Child Development Supplement of the Panel Study of Income Dynamics (PSID-CDS) を使い、育児時間を分析している。それによれば、ひとり親家族ではふたり親家族と比べて子どもの受ける親の育児時間の合計が有意に短く、親戚や親戚以外の大人から受けるケア時

間は長い。大人がいない状況で子どもが1人、あるいはほかの子どもとのみ過ごした時間はひとり親家族で長い³⁾。つまり、ひとり親はふたり親よりも自分以外の者に育児を委ねていること⁴⁾、複数名の大人が同時に育児を行う時間が短いことが指摘されている。

III データの説明と分析方法

本稿では日本についての公表された集計データを用いているため、統計的な有意性の検証や多変量の解析といった、アメリカの先行研究で行われている分析を行うことはできないが、ヨーロッパ各国とアメリカのデータを日本のデータと比較することにより、日本のシングルマザーの生活時間の特徴を相対的に明らかにしていく。具体的には、有業・無業のシングルマザーと、有子夫婦世帯の夫と妻それぞれを区別して生活時間の配分を比較する。また、国際比較にあたっては、日本の母子世帯と他国の母子世帯の各行動別時間の時間量の長短を直接比較するよりは、むしろ、各国それぞれに母子世帯と夫婦世帯の間にどの程度の隔たりがあるのかに着目する。つまり、各国の母子世帯と夫婦世帯の生活時間の差の大小を国際比較する⁵⁾。

生活行動は次のように分類した。シングルマザーと子どもをもつ夫婦世帯の父母それぞれの個人ベースの生活時間について、賃金を得るような有償労働をしている時間と通勤時間を合わせた「仕事時間」、子どもの世話をしている時間を「育児時間」、育児以外の家事をしている時間に介護についての時間と買い物についての時間を合わせた時間を「家事時間」、そして、その他睡眠や食事等の生活必需行動と余暇時間等を合わせて「その他」という4つの項目にまとめた。よって、4つの行動の合計が1日24時間(1440分)となる。

使用するデータは、日本の母子世帯、夫婦世帯の生活時間については、総務省統計局『社会生活基本調査』の主として2001年の公表された集計データを用いる。ヨーロッパについては、Eurostatとヨーロッパ各国の統計局によって、各国の生活時

間調査(Time Use Survey)を比較可能な形式のデータとして構築したHarmonised European Time Use Surveys(HETUS)の10カ国分の集計データを用いる。アメリカについては、アメリカ労働統計局(U.S. Bureau of Labor Statistics)によるAmerican Time Use Survey(ATUS)のうち2003年調査の個票データを用いる。

国際比較をする際に、以下の2点について、各国のデータを日本のデータに近づけるための調整を行った。まず、日本の『社会生活基本調査』の生活時間の分類が最も大まかな区分となっているため、できる限り日本のデータの生活時間の区分に近づける処理を行なった。例えば、「子どもの通学・通園の送り迎え」は、HETUSやATUSでは、「移動」もしくは「育児」に分類されるが、『社会生活基本調査』の分類に従い「家事」時間として分類を行う。その他の各行動項目の調整の詳細と各調査の基本的な情報については、補論を参照のこと。

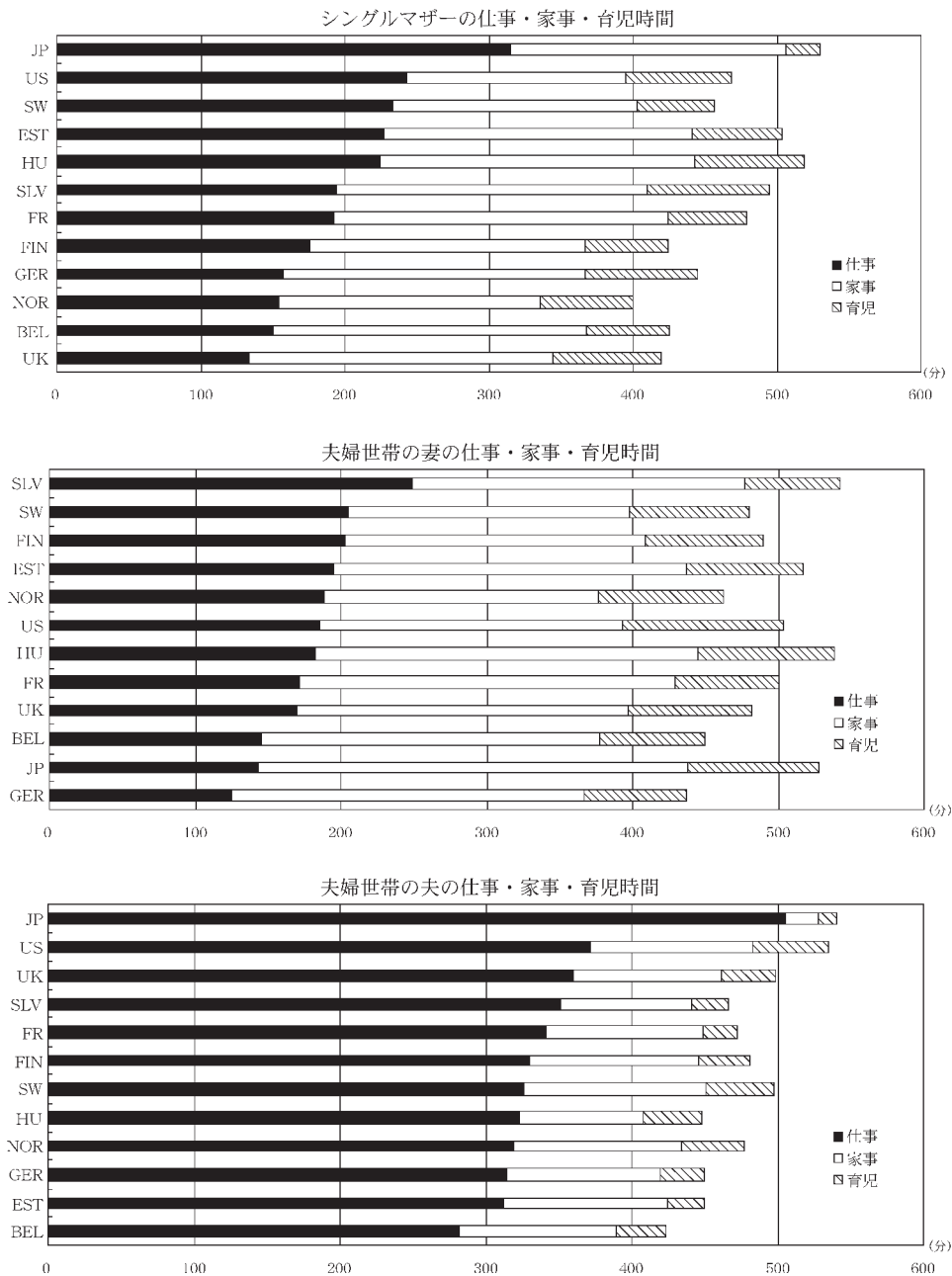
また、世帯分類については、夫婦世帯はどのデータについても「夫婦と子どもからなる世帯のうち18歳未満の子どもを含む世帯」として統一した。しかし、母子世帯については、『社会生活基本調査』では「有配偶でない母と20歳未満の子どもからなる世帯」とあるが、HETUSでは「配偶者のいない母親と18歳未満の子どもからなる世帯」となっており、子どもの年齢に若干の違いがある。

IV シングルマザーの仕事時間と育児時間の国際比較

1 日本、ヨーロッパ諸国、アメリカの母子世帯の仕事と育児

図1は、日本、ヨーロッパ10カ国、アメリカの仕事・家事・育児の平均時間について、シングルマザー、夫婦世帯の妻、および夫それぞれに示した図である。

図1によれば、日本のシングルマザーは、12カ国で最も仕事時間が長い(315分)一方、育児時間は最も短く(23分)、仕事に偏った時間配分となっている。日本に次いでシングルマザーの仕事時間



JP:日本, US:アメリカ, SW:スウェーデン, EST:エストニア, HU:ハンガリー, SLV:スロヴェニア, FR:フランス, FIN:フィンランド, GER:ドイツ, NOR:ノルウェー, BEL:ベルギー, UK:イギリス
 注)「シングルマザー」の定義は、18歳未満の子とも同居している配偶者のいない女性である(日本は20歳未満の子とも同居している配偶者のいない女性)。また、「夫婦世帯」とはカップルと18歳未満の子どもの世帯である。
 出所)「Harmonised European Time Use Surveys (2005)」,「社会生活基本調査(2001年)」,「American Time Use Survey (2003)」から、筆者作成。

図1 子どものいる世帯の生活時間の国際比較(シングルマザー, 夫婦世帯の妻・夫)

が長いアメリカは(242分)、育児時間については12カ国の平均(64分)より長くなっている(74分)。仕事時間が最も短いのはイギリス(133分)で、育児時間が最も長いのはスロヴェニア(85分)となっている。

夫婦世帯の妻の仕事時間については、ドイツで最も短く(125分)、日本はその次に短くなっている(143分)。夫婦世帯の妻の仕事時間が長い国は東欧と北欧に集中しており、アメリカは中程度の順位である。夫婦世帯の妻の家事時間については、日本が最も長く(295分)、育児時間については、アメリカ(110分)とハンガリー(94分)に次いで日本は3番目に長くなっている(90分)。

最後に、夫婦世帯の夫については、日本の労働時間の長さ(505分)と、家事・育児時間の長さ(34分)が際立っている。アメリカは、労働時間が日本に次いで2番目に長い(371分)が、育児時間は最も長くなっている(51分)。

なお、シングルマザー、夫婦世帯の妻・夫、それぞれに有業者のみを抽出した場合にも同様の傾向にあった。

国際的にみた日本の特徴として、シングルマザー

と夫婦世帯の夫の仕事時間が極端に長く、育児時間も非常に短い一方で、夫婦世帯の妻の仕事時間が短く、家事時間と育児時間が長い⁶⁾。アメリカのシングルマザーと夫婦世帯の夫の仕事時間は、それぞれ日本に次いで長い⁶⁾が、育児時間が特に短いわけではない。それでも、他の国々と比較して、日本のシングルマザーの仕事・家事・育児時間は、アメリカのそれと比較的近い。そこで、以下では日本とアメリカの類似性と差異について検討していく。育児時間と仕事時間の配分が特に問題となると考えられる、6歳未満の子どもがいる母子世帯と夫婦世帯を対象をしばって分析を行う。

2 日米の母子世帯の仕事と育児

表1は、6歳未満の子どもがいる母子世帯と夫婦世帯の1日あたりの平均生活時間の日米比較である。母子世帯と夫婦世帯ともに、親と子ども以外の他の世帯員はいない核家族世帯を対象としている。

平日の仕事時間は、夫婦世帯の妻において、アメリカが日本より約100分仕事時間が長くなっている(第2列)。日米のシングルマザーを比較する

表1 6歳未満の子のいる夫婦世帯と母子世帯の親の平均生活時間

(単位：分)

	平日							土曜・日曜						
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
	夫婦世帯の夫	夫婦世帯の妻	うち有業者	シングルマザー	うち有業者	(4)-(2)	(5)-(3)	夫婦世帯の夫	夫婦世帯の妻	うち有業者	シングルマザー	うち有業者	(11)-(9)	(12)-(10)
アメリカ														
仕事	489	196	319	250	341	54	21	110	42	70	65	93	23	23
家事	87	200	152	130	111	-70	-40	164	219	221	210	207	-9	-14
育児	65	173	144	127	119	-45	-25	96	141	133	105	102	-36	-32
睡眠・食事など	559	593	581	619	606	26	25	647	664	660	681	678	17	17
余暇その他	234	268	237	303	252	35	16	415	363	347	365	348	2	1
日本														
仕事	621	99	295	345	431	246	136	246	32	93	142	163	110	71
家事	11	281	217	172	147	-109	-70	53	272	255	183	179	-89	-76
育児	17	196	113	82	46	-114	-67	47	150	108	92	87	-59	-21
睡眠・食事など	580	607	606	621	615	14	9	661	656	651	683	675	28	24
余暇その他	211	258	209	220	202	-38	-7	432	330	330	340	334	10	4

注) 日本の土日に関するデータは、土曜日と日曜日それぞれのデータから、サンプル数で加重平均した値である。

(6)(7)(13)(14)列については、小数点以下を四捨五入しているため、差が異なる場合がある。

出所)『社会生活基本調査(2001年)』、『American Time Use Survey(2003)』

と、夫婦世帯の妻の傾向とは逆に、日本がアメリカより100分近く仕事時間が長くなっている(第4列)。結果として、シングルマザーと夫婦世帯の妻の仕事時間の差は、アメリカでは54分、日本では246分と日本において顕著に長くなっている(第6列)。そして、この仕事時間の差は、有業者同士を比較した場合においても、アメリカが21分に対して日本では136分と、両国間で100分以上の差の開きがある(第7列)。日本では夫婦世帯の妻よりもシングルマザーの就業率が高いことが全数での仕事時間の差に影響を与えているが、有業者に限定した場合でも仕事時間の差が大きいことがわかる。

平日の育児時間は、夫婦世帯の妻の場合、アメリカより日本の方が長くなっているが(第2列)、シングルマザーの場合は、逆に日本の方が短くなっている(第4列)。夫婦世帯の妻とシングルマザーとの育児時間の差をみると、仕事時間と同様、アメリカよりも日本において差が顕著に大きい。

次に、土曜、日曜の生活時間の違いについてみていく。土日の育児時間は、アメリカのシングルマザーで平日より短くなっているが、日本のシングルマザーでは逆に平日より長くなっている(第4列、第11列)。夫婦世帯の妻については、アメリカと日本ともに平日より土日で育児時間が短くなっている(第2列、第9列)。すなわち、平日より土日の育児時間が長くなることは、日本のシングルマザーの特徴といえる。このことは、有業者においても同様である(第3列、第12列)。また、夫婦世帯の夫の育児時間をみると、日米ともに平日より土日で長い。夫婦世帯の場合、土日は夫の育児時間が増えることで、妻の育児時間は軽減されると考えられる。アメリカのシングルマザーにおいて土日の育児時間が短縮する理由は、土日に離婚した夫や親戚など、世帯外の誰かが育児を行うことで自身の育児時間が短くなっているのかもしれない。日本のシングルマザーの土日の育児時間が長くなるのは、平日の育児時間の不足を土日に回しているからか、あるいは平日は保育園や幼稚園に通っている子どもが土日は自宅にいるために育児時間が長くなるといった理由が考えられる。

以上のように、日本のシングルマザーにおける平日の仕事時間が家事時間と育児時間の合計をはるかに上回り、また平日より土日の育児時間が長くなるという仕事と育児のバランスは、日米の夫婦世帯の妻とアメリカのシングルマザーにもみられない特徴である。この時間配分の特徴は、日米の夫婦世帯の夫の時間配分に近いと言えるであろう。さらに、シングルマザーは日米ともに夫婦世帯の妻と比べて、平日、土日とも育児時間が短く、仕事時間が長い。夫婦世帯の妻との差は日本がより大きく、シングルマザーと夫婦世帯の妻の生活時間の配分が大きく異なっていた。

V 日本の母子世帯の仕事と育児

1 子どもの人数別、保育状況別にみた有業の母親の仕事と育児

次に、日本における子どもの人数別、保育状況別に有業の母親の仕事と育児の時間をみていく。ここで保育状況を考慮するのは、保育園や幼稚園の利用の有無が、育児時間に影響を与えていると考えられるからである。母子世帯はその仕事時間の長さから、夫婦世帯よりも保育園等の施設サービスを利用しているとすると、その影響で母子世帯の育児時間は夫婦世帯の妻よりも短いのかもかもしれない。また、先述のように、子どもの数が増えると育児時間が増加することが先行研究で指摘されている。夫婦世帯と母子世帯の平均子ども数が異なっているために、母子世帯の育児時間に差が生じているのかもしれない。ここで用いている2001年の『社会生活基本調査』において、母子世帯では6歳未満の子どものいる世帯のうち6歳未満の子どもが2人以上となる世帯の割合は14.3%であるが、夫婦世帯では29.3%となっている(ともに平日総数)。したがって、平均的な子ども数が少ないために母子世帯の育児時間は短くなっている可能性もある。

表2は、6歳未満の子どものいる有業の妻とシングルマザーの子ども数別、保育状況別にみた1日あたりの平均生活時間である。ただし、シングルマザーについては、保育園等の利用状況別デー

表2 子どもの人数，保育状況別，有業者の平日の平均生活時間

(単位：分)

子ども数 保育状況	夫婦世帯の妻								シングルマザー	
	1人				2人以上				1人	2人以上
	保育園	幼稚園	在園して いない	計	全員 保育園	全員 幼稚園	在園して いない	計	計	計
仕事	374	255	195	302	396	295	207	272	428	455
家事	196	262	222	216	172	194	210	217	145	155
育児	65	62	184	98	82	201	210	164	49	20
睡眠・食事など	614	607	609	611	610	574	584	589	622	580
余暇その他	189	252	231	213	179	178	230	200	196	228

注)「何人かが保育園」，もしくは「何人かが幼稚園」の場合は本表では省略した。
出所)『社会生活基本調査(2001)』から筆者作成。

タは2001年の『社会生活基本調査』では公表されていない。このため，6歳未満の子ども数別のシングルマザーの生活時間を載せている。これには，保育園や幼稚園を利用していないシングルマザーも含まれる。

子どもの人数別でみると，6歳未満の子どもが2人以上いる世帯については，子どもが1人の世帯より，夫婦世帯の妻の育児時間は長くなっている。一方，シングルマザーの場合は逆に短くなる。2人以上の子どもがいるシングルマザーは，仕事時間も長くなっていることから，収入を増やすために仕事時間を増やし，育児時間を削っている可能性がある。ただし，2人以上の子どもがいるシングルマザーの標本数は少ないため(20世帯)，この結果には留保が必要となる。子どもの年齢が高いため，育児時間が短くなっているとも考えられる。

夫婦世帯の妻は，子どもが保育園等に在園している場合，在園していない場合に比べて育児時間は短くなる。保育園を利用する夫婦世帯の妻とシングルマザーの育児時間を比較すると，6歳未満の子どもが1人の場合において，シングルマザーは約15分短い。シングルマザーについては在園状況別の育児時間はわからないが，夫婦世帯の妻の育児時間の傾向から，保育園等を利用しているシングルマザーだけを取り上げた場合には，表に示したよりもさらに育児時間が短くなることが予測される。

以上のように，夫婦世帯の妻の保育園等の利用の有無を考慮し，子どもの人数を揃えた場合にお

いても，シングルマザーの育児時間は夫婦世帯の妻と比べて短く，仕事時間は長いことがわかった。両者の間には，保育園等の利用や子どもの人数による差で解消できない，育児時間の差があると考えられる。

2 母子世帯の仕事と育児の2時点比較

では，シングルマザーの育児時間は，過去と比較して変化があるのだろうか。欧米諸国での先行研究によると，育児時間は，一世帯あたりの子どもの数が減り，女性の就労率が高くなっているにもかかわらず，近年になるほど男女とも長くなる傾向にある[Gershuny 2000, Bianchi 2004, Gauthier, Smeeding and Furstenberg 2004]。しかしながら，日本においては，90年代以降，母親に対する仕事と育児の両立支援が政策課題として上がり，育児サービスが充実することにより母親の育児時間が短くなっている可能性もある⁷⁾。これらの点を確認するために，以下では1986年と2001年の2時点での変化を検討する。

表3は，1986年と2001年『社会生活基本調査』における6歳未満の子どものいる，夫婦世帯の妻とシングルマザーの1日あたりの平均生活時間の比較である。ここでは，平日(月曜日から土曜日の平均)と日曜日に分けて示している⁸⁾。

1986年から2001年にかけて，平日の仕事時間については，夫婦世帯の妻は減少しているが(第1列)，シングルマザーの仕事時間は増加している(第3列)。平日の育児時間については，夫婦世帯の妻，

表3 1986年と2001年における6歳未満の子どものいる母親の平均生活時間

(単位：分)

	月曜から土曜の平均						日曜					
	(1) 夫婦世帯の妻	(2) うち 有業者	(3) シングル マザー	(4) うち 有業者	(5) (3)-(1)	(6) (4)-(2)	(7) 夫婦世帯の妻	(8) うち 有業者	(9) シングル マザー	(10) うち 有業者	(11) (9)-(7)	(12) (10)-(8)
1986年												
仕事	105	325	315	410	210	85	33	104	152	181	119	77
家事	315	233	200	168	-115	-65	290	263	190	192	-100	-71
育児	152	81	54	37	-98	-44	129	99	85	82	-44	-17
睡眠・食事など	611	604	629	615	18	11	652	644	670	662	18	18
余暇その他	257	196	241	210	-16	14	337	329	342	322	5	-7
2001年												
仕事	90	268	321	395	231	127	21	59	103	120	82	61
家事	282	224	174	152	-108	-73	259	249	183	183	-76	-66
育児	191	113	83	52	-108	-62	138	100	95	91	-43	-9
睡眠・食事など	612	609	627	621	15	12	672	675	706	697	34	22
余暇その他	266	225	236	221	-31	-4	350	355	352	349	2	-6

注) 2001年の月曜から土曜の平均生活時間は、平日と土曜の生活時間をそれぞれ5/6と1/6を乗じて加重平均した値である。

(5)(6)(11)(12)列については、小数点以下を四捨五入しているため、差が異なる場合がある。

出所)『社会生活基本調査(各年)』から筆者作成。

シングルマザーとも増加している。しかしながら、夫婦世帯の妻の育児時間の増加の方が大きい。そのため、シングルマザーとの育児時間の差は広がる傾向にある(第5列)。この育児時間の差の拡大傾向は、有業の夫婦世帯と有業のシングルマザーとの比較でより顕著である(第6列)。

日曜日については、シングルマザーの仕事時間が短くなったため、夫婦世帯の妻との仕事時間の差は小さくなっている(第11列)。シングルマザーの育児時間については、有業者では夫婦世帯の妻との差が小さくなっているが、無業者を含めた全体ではこの差は15年間でほとんど変化していない。また、シングルマザーは平日と比べて土日に育児時間が長くなるという表1にみられた特徴は、両年で確認された。

以上のように、夫婦世帯の妻と比べたシングルマザーの仕事時間の長さや育児時間の短さは、1986年と2001年で共通の特徴であり、加えて、2001年にかけて、両者の差は拡大傾向にあることがわかった。

VI 分析結果のまとめと政策インプリケーション

1 分析結果のまとめ

以上の分析から、日本のシングルマザーの生活時間の特徴として以下の4点を指摘できる。

まず、第1に、日本のシングルマザーは、欧米各国との比較において顕著に仕事時間が長く、育児時間が短い。

第2に、シングルマザーの仕事時間がほかの国々より長いという意味で日本の特徴と比較的近いアメリカと、6歳未満の子どもを抱えるシングルマザーの生活時間の比較を行った結果、シングルマザーと夫婦世帯の母親の仕事時間の差がアメリカでは1時間未満であるが、日本では4時間以上ある。有業者だけを比較しても、仕事時間の差はアメリカでは20分程度であるが、日本では2時間以上ある。また、育児時間については、アメリカでは夫婦世帯の妻とシングルマザーはともに、休日の育児時間が平日の育児時間より短くなっている。だが、日本の場合、夫婦世帯の妻においてはアメリカと同様に、休日の育児時間は平日の育児時間

より短い、シングルマザーは平日の育児時間の方が短くなるという特徴がある。

第3に、日本のシングルマザーの平日の育児時間は、子ども数を揃え、かつ、保育園等を利用している夫婦世帯の妻と比較しても、短くなっている。第2の点と併せて考えれば、日本のシングルマザーの平日の育児時間が不足していることが窺える。

第4に、1986年から2001年にかけて夫婦世帯の妻の働き時間が減少しているが、シングルマザーの働き時間は増加しており、育児時間については夫婦世帯の妻もシングルマザーもこの間長くなっているが、夫婦世帯の妻の伸びの方が大きい。よって、1986年から2001年にかけて、夫婦世帯とシングルマザーの働き時間の差と育児時間の差がともに拡大傾向にある。

日本のシングルマザーの長時間労働のしわ寄せは、育児時間を切りつめる結果となっている。有業の夫婦世帯の妻と比べても仕事と育児時間の差は大きく、日本のシングルマザーは男性並の仕事中心の生活となっている。また、先述のように、男女とも育児時間が長くなっているのが国際的な趨勢とであるが、日本の母子世帯は夫婦世帯の妻との比較において依然として仕事中心であり、むしろその傾向が強まっている⁹⁾。

2 政策インプリケーション

生活時間の分析結果から、母子世帯を対象とした政策を考えるにあたって、2点を指摘したい。第1に、働き時間を短縮し、育児時間を確保することを可能にする政策の必要性である。言い換えれば、シングルマザーのワークライフバランスを確保するための政策的支援が必要であるということだ¹⁰⁾。具体的には、柔軟に働き時間を選択できるようにすることや、子どもの病気など突発的な事情での休暇が可能となるための支援が挙げられる。また、保育に関しては、低年齢児の待機児童の問題や病児保育の不足、学童保育の不足などは母子世帯においても問題となろう。ただし、母子世帯にとっては、保育サービスの拡充はあくまで現状のニーズへの対応に留まるものとなるべきである

う。保育サービスを拡充して長時間働けるような支援では、シングルマザーの仕事中心の働き方はより強化される一方である。

第2に、シングルマザーのワークライフバランスを考慮する際に重要なことは、働き時間を短縮したことによる減収を補填する所得保障を伴わせることである。就労率が高く、働き時間が長く、貧困率が高いという日本の母子世帯の特徴をふまえると、所得保障の存在は欠かせない。以上のことは、2007年度の『骨太方針』で少子化対策としてではあるが、ワークライフバランスの実現が重要課題とされており〔経済財政諮問会議2007〕、『ワークライフバランス憲章』の第2条で「労働市場の分野だけを検討の対象とするのではなく、家庭、税・社会保障、教育など相互に影響を及ぼし得る周辺分野も視野に入れる必要がある」〔経済財政諮問会議労働市場改革専門調査会2007〕との指摘にも沿ったものである。

働き時間や休暇の取得の柔軟性を確保することは、正社員として働く場合に重要な点であるが、シングルマザーの半数はパート等の短時間労働者であり、また、従業員規模が100人未満の事業所に勤務する者が約半数であり(49.7%)、子どものいる労働者にとって雇用環境が必ずしも整備されていない規模の小さい企業に勤務している〔『2006年度母子世帯等調査報告書』〕。大企業正社員を主たるターゲットにする支援策については、シングルマザーはそもそも対象にはならない現状がある。

また、柔軟な働き方ができたとしても、その結果減収になるならば、生活費本体を脅かすほどの収入減に直結することになりかねない。主たる稼ぎ手であり、かつ、主たる育児の担い手であるシングルマザーの生活の安定のためには、良好な雇用環境か、あるいは、労働義務が免除され、育児時間が保障される所得保障制度の存在が必要不可欠な条件となる。労働市場において、とりわけ女性が非正規労働者として周縁化されている現在の日本では、短期間で劇的に母子世帯の雇用環境が改善するとは考えにくい。働き時間にいびつに偏った母子世帯の生活構造が80年代から変わらず維持されていることは、それを如実に物語っている。

母子世帯の生活実態と経済的困窮を鑑みれば、必然的に所得保障の果たす役割が大きくなるべきところである。しかしながら、近年の母子世帯を対象とした政策は、所得保障を削減し、その代わりに、シングルマザーの人的資源を高め、より賃金の高い仕事への移行を促そうとする就労支援策にシフトしている。

母子世帯を対象とした社会手当である児童扶養手当は、総支給額の抑制を目的とした2002年の制度改正の結果、多くの母子世帯にとって手当額が減額することとなった。さらに、2008年以降、手当受給開始後5年、あるいは母子世帯になって7年経過した場合、支給額が最大2分の1まで減額されることが決まっている。2003年から全国的に実施されている各種就労支援は、毎年改善のための微修正が加えられているものの、その政策の効果は芳しくない。厚生労働省が毎年度公表している『母子家庭の母の就業の支援に関する年次報告』をみる限り、各種制度の利用者は少なく、制度利用による就職率は低く、とりわけ常勤職への就職率が低い。唯一所得保障のある職業訓練(「高等技能訓練促進費」)はある程度の実績を挙げているものの、予算規模が小さく、制度利用者はごく限られている(田宮2006)。そもそも、ほとんどのシングルマザーが仕事に就いていることから、より賃金の高い仕事への転職支援が重要になるが、生活時間の分析で明らかにしたように、仕事中心の生活時間の中で、職業訓練を受講する時間的余裕があるとは考えにくい状況にある。就労支援策の利用者が少ない原因のひとつはここにある。

母子世帯の生活実態から、ワークライフバランスの実現と、所得保障制度の拡充を実現した上で、中長期的にはより安定した雇用への移行を促すような就労支援策も有効となろう。これらの条件が整ってはじめて、所得保障が伴わない労働時間や休暇の取得の柔軟性を高めるような支援策も有効となろう。

補論

データの概要と行動分類の統一

以下は、本稿で使用したデータの概略と、本稿

の生活時間の行動分類である「仕事」、「家事」、「育児」、「睡眠・食事など」、「余暇その他」と対応させた各調査の行動分類である。

1 『社会生活基本調査』

この調査は、総務省統計局により1976年の第1回調査以来5年ごとに実施されている。使用する2001年の調査は6回目に当たる。2001年の調査は、7万7千世帯を対象としており、調査票A(プリコード方式)と調査票B(アフターコード方式)がある。本稿では、サンプル数の多い調査票Aによる集計データを用いた。

本稿では、18歳未満の子どもと同居する親の生活時間を構築するため、「夫婦と子供の世帯」の週平均の生活時間における末子年齢別のデータを18歳未満の末子年齢のカテゴリーにおけるそれぞれのサンプル数で加重平均した。

2 American Time Use Survey (ATUS)

ATUSは、アメリカ労働統計局(U.S. Bureau of Labor Statistics)により、2003年以降毎年行われている。本稿では、対象サンプル数が最も多い2003年調査を使用する(約39,000サンプルを対象)。この調査は、Current Population Survey(CPS)に回答したサンプルを対象とした電話調査であり、CPSのデータとマッチングできるため、生活時間以外にも就業や世帯についての詳しい情報を知ることができる。

3 Harmonised European Time Use Surveys (HETUS)

HETUSは、ヨーロッパ各国の統計局により集計された生活時間調査を、Eurostatが中心となり比較可能な形式のデータとして構築したデータである。本稿では、公表されているデータから、世帯類型ごとの育児時間の情報がわかるスウェーデン、エストニア、ハンガリー、スロヴェニア、フランス、フィンランド、ドイツ、ノルウェー、ベルギー、イギリスの10カ国分の集計データを用いた。各国の調査は、1998年から2002年の間に行われている。なお、本稿のデータは、Eurostat(2005)

付表 各調査の行動分類の定義

本稿の分類	『社会生活基本調査』	American Time Use Survey (ATUS)	Harmonised European Time Use Surveys (HETUS)
仕事	通勤・通学, 仕事	0501 Working, 0503 Other Income-generating Activities, 1705 Travel Related to Work, 1706 Travel Related to Education	Employment total , Travel to/from work, Travel rel. to study
家事	家事, 介護・看護, 買い物	02 Household Activities* , 0304 Caring For Household Adults, 0305 Helping Household Adults, 99 Caring For and Helping household Members, n.e.c., 0404 Caring For Nonhousehold Adults, 0405 Helping Nonhousehold Adults, 0499 Caring For and Helping Nonhousehold Members, n.e.c., 07 Consumer Purchases , 0802 Financial Services and Banking, 0803 Legal Services, 0806 Real Estate, 09 Household Services* , 1001 Using Government Services, 1003 Waiting Associated with Government Services or Civic Obligations*	Food preparation, Dish washing, Cleaning dwelling, Other household upkeep, Laundry, Ironing, Handicrafts and prod. textiles, Other care for textiles, Construction and repairs, Other domestic work, Transporting a child, Shopping and services
育児	育児	0301 Caring For and Helping Household Children, 0302 Activities Related to household Children's Education, 0303 Activities Related to household Children's Health, 0401 Caring For and Helping Nonhousehold Children, 0402 Activities Related to Nonhousehold Children's Education, 0403 Activities Related to Nonhousehold Children's Health, 0801 Childcare Services	Physical care of child, Teaching, playing etc. with child, Other childcare
睡眠・食事など	睡眠, 身の回りの用事, 食事, 受診・療養	01 Personal Care, 0804 Medical and Care Services, 0805 Personal Care Services, 11 Eating and Drinking	Sleep, Eating, Other personal care
余暇その他	移動 (通勤・通学を除く), テレビ・ラジオ・新聞・雑誌, 学業, 学習・研究 (学業以外), 趣味・娯楽, スポーツ, ボランティア活動・社会参加活動, 交際・付き合い, その他	0205 Lawn, Garden, and Houseplants, 0206 Animals and Pets, 0305 Playing sports with household children, 0502 Work-Related Activities, 0504 Job Search and Interviewing, 0599 Work and Work-Related Activities, n.e.c, 0807 Veterinary Services (excluding grooming), 0808 Security Procedures Related to Professional/Personal Services, 0903 Pet Services (not done by self, not vet), 1002 Civic Obligations and Participation, 100303 Waiting associated with civic obligations and participation, 12 Socializing, Relaxing, and Leisure, 13 Sports, Exercise, and Recreation, 14 Religious and Spiritual Activities, 15 Volunteer Activities, 16 Telephone Calls, 17 Traveling*	Gardening, Tending domestic animals, Caring for pets, Walking the dog, Other gardening and pet care, Volunteer work and help total , Religious activities, Other participatory activities, Social life total, Entertainment and culture, Resting, Sports total, Arts, Computer and video games, Other computing, Other hobbies and games, Reading books, Other reading, TV and video, Radio and music, Unspecified leisure, Domestic travel total, Travel rel. to shopping, Travel rel. to volunteering and help, Travel rel. to leisure, Unspecified time use

注) 太字はそれぞれの調査における生活時間の大大分類である。ATUSにおける番号は、コード表の番号である。

「*」のついた大大分類項目の下位分類のいくつかは、本稿の分類では異なる項目に入れている。

に記載されているアドレスから入手した。

([http://circa.europa.eu/Public/irc/dsis/tus/library?l=/comparable_statistics&vm=detailed&sb=Title 999999999](http://circa.europa.eu/Public/irc/dsis/tus/library?l=/comparable_statistics&vm=detailed&sb=Title%20999999999))

付記

本稿は、2006～2007年度科学研究費補助金(課題番号 18710224)の助成を受けている。

注

- 1) 1977-78 NW-113 Project は、カリフォルニア州に住む、子どもが二人いる夫婦世帯とひとり親世帯を対象に調査を行っている。ここで分析の対象となっているサンプル数は、夫婦世帯の妻 144、シングルマザー 58 である。
- 2) 同じデータを用いた Kimmel and Connelly (2007) は、結婚している夫がいることで、平日の母親の育児時間が短くなり、家事と仕事時間が長くなるとし、Kalenkoski, Ribar, and Stratton (2006) と異なる結果となっている。Kimmel and Connelly (2007) では、配偶関係を夫婦世帯と母子世帯とに区別せず、既婚夫婦とその他で分けており、「その他」には、母子世帯だけでなく事実婚なども含まれてしまっており、母子世帯の分析結果としてみるには留保が必要となる。Kalenkoski, Ribar, and Stratton (2006) では、結婚している夫婦世帯と事実婚等の同棲世帯との間には、生活時間の傾向について有意な差はないという結果が示されており、夫婦世帯と同様の傾向をもつ同棲世帯と母子世帯を別のカテゴリーとして分析したとき、結果は異なる可能性がある。
- 3) これは、ひとり親の子どもの年齢がふたり親の子どもの年齢よりも高いことが影響している可能性が指摘されているが、実証的な分析は行われていない。
- 4) 世帯内に親以外の大人がいることは、親の育児時間を短くするが、仕事時間には影響はないことも指摘されている(Kalenkoski, Ribar, and Stratton 2006)。
- 5) 矢野(1995)は、時間の使い方の男女の違いを国際比較する際、「各行動別の絶対的時間量を比較すると、調査方法や行動分類方法の違いが影響してくるが、……『性差』に限定すれば、調査技術上の問題点が若干緩和されるという利点をもつ」[矢野 1995, p.154]と指摘している。本論文も矢野の指摘を受け、主として各国ごとの世帯間の差の大きさに着目して比較する。
- 6) 国際比較のデータからみて、日本のシングルマザーの極端ともいえる仕事時間の長さや育児時間の短さは、調査データの違いによって日本

に関しては過大な仕事時間と過小な仕事時間が現れた結果によるという見解があり得るかもしれない。しかし、日本の夫婦世帯の妻は仕事時間が短く育児時間が長いという、日本のシングルマザーとは逆の特徴を示している。このことから、日本のシングルマザーの特徴が調査データの違いによるものとは言えないと考えられる。

- 7) しかし、母子世帯の育児に対する政策は両立支援政策の課題として十分に検討されているとは言いがたく、指摘も少ない。
- 8) 1986年の『社会生活基本調査』の曜日の区分は「月曜から土曜」と「日曜」となっており、2001年調査と異なっている。1986年調査の公表データでは土曜を分離することはできないため、2001年調査の「平日」(月曜から金曜)と「土曜日」を加重平均し、1986年調査の曜日区分に合わせた。
- 9) 生活実感としても、近年むしろ育児時間が減少しているという意識調査もある。しんぐるまざあず・ふぉーらむが2006年に行った母子世帯を対象とした調査によれば、「この3～4年間で「子どもと過ごす時間」が「とても減った」「やや減った」と回答している人は56.3%と過半数を占めていた[NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ 2007]。
- 10) ワークライフバランスに関する具体的な政策手段については、林(2003)、町田(2006)、厚生労働省(2007)等を参照した。

参考文献

- 阿部 彩(2005)「子どもの貧困—国際比較の視点から—」国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』東京大学出版会。
- 天野寛子・伊藤セツ・森ます美・堀内かおる(1994)『生活時間と生活文化』光生館。
- 伊藤セツ・天野寛子・森ます美・大竹美登利(1984)『生活時間』光生館。
- 伊藤セツ・天野寛子(1989)『生活時間と生活様式』光生館。
- 伊藤セツ・天野寛子・李基榮(2001)『生活時間と生活意識』光生館。
- 伊藤セツ・天野寛子・天野晴子・水野谷武志編(2005)『生活時間と生活福祉』光生館。
- 上田貴子(2002)「家族形態と家事時間—『社会生活基本調査』個票データから—」『早稲田大学政治経済雑誌』第350・351号。
- NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ(2007)『母子家庭の就労・子育て実態調査』。
- OECD(2006), *OECD Economic Survey of Japan*. 労働政策研究・研修機構(2005)『少子化問題の現状と政策課題—ワーク・ライフ・バランスの普及拡大に向けて—』資料シリーズ No. 8, 労働政策研究・研修機構。
- 経済企画庁国民生活局国民生活調査課(1975)

- 『生活時間の構造分析』大蔵省印刷局。
 経済財政諮問会議 (2007) 『経済財政改革の基本方針 2007—「美しい国」へのシナリオ』。
 経済財政諮問会議労働市場改革専門調査会 (2007) 『第一次報告書』。
 厚生労働省 (2007) 『労働経済白書 (平成 19 年版)』。
 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 (2007) 『2006 年度 全国母子世帯等調査結果報告』。
 総務庁統計局 (2000) 『生活時間とライフスタイル』日本統計協会。
 田宮遊子 (2006) 「シングルマザーを対象とした政策転換の真相」『神戸学院経済学論集』第 37 巻第 3・4 号。
 ハーベイ, アンドルー (1995) 「各行動の国際比較」, NHK 放送文化研究所世論調査部編著『生活時間の国際比較』。
 林 雅彦 (2003) 『フランスの家族政策, 両立支援政策及び出生率上昇の背景と要因』日本労働研究機構欧州事務所, 特別レポート Vol.5。
 町田敦子 (2006) 「ワーク・ライフ・バランス—欧米の動向とわが国への示唆」『Business Labor Trend』, 2006-1。
 水野谷武志 (2005) 『雇用労働者の労働時間と生活時間』御茶ノ水書房。
 矢野真和 (1995) 『生活時間の社会学』東京大学出版会。
 矢野真和 (1998) 『ゆとりの構造—生活時間の 6 カ国比較—』連合総合生活開発研究所。
 Bianchi, Suzanne M. (2000), “Maternal Employment and Time with Children: Dramatic Change Or Surprising Continuity?”, *Demography*, 37 (4).
 Eurostat (2005), *Comparable time use: statistics National tables from 10 European countries*, Office for Official Publications of the European Communities, Luxembourg.
 European Commission (2004), *How Europeans spend their time, Everyday life of women and men, Data 1998-2002*, Luxembourg: Office for Official Publications of the European Communities, http://epp.eurostat.cec.eu.int/cache/ITY_OFFPUB/KS-58-04-998/EN/KS-58-04-998-EN.PDF
 Forbre, Nancy, Jayoung Yoon, Kade Finnoff, and Allison S. Fuligni (2005), “By What Measure? Family Time Devoted To Children In The United States”, *Demography*, Vol.42 (2).
 Gershuny, Jonathan. (2000), *Changing Times: Work and Leisure in Postindustrial Society*, Oxford University Press.
 Gauthier, Anne H, Timothy M. Smeeding, and Frank F. Furstenberg Jr. (2004), “Are Parents Investing Less Time in Children? Trends in Selected Industrialized Countries”, *Population & Development Review*, 30 (4).
 Kalenkoski, Charlene M, David C. Ribar, and Leslie S. Stratton (2006), “Parental Child Care in Single-Parent, Cohabiting, and Married-Couple Families: Time-Diary Evidence from the United States and the United Kingdom”, *American Economic Review*, 95 Working Paper No.440. The Levy Economics Institute of Bard College.
 Kimmel, Jean and Rachel Connelly (2007), “Mother’s Time Choices: Caregiving, Leisure, Home Production, and Paid Work”, *Journal of Human Resources*, XLII (3).
 Sanik, Margaret Mietus, and Teresa Mauldin (1986), “Single Versus Two Parent Families: A Comparison of Mothers’ Time”, *Family Relations*, 35 (1) : 53.

(たみや・ゆうこ 神戸学院大学教員)
 (しかた・まさと 慶應義塾大学 COE 研究員)